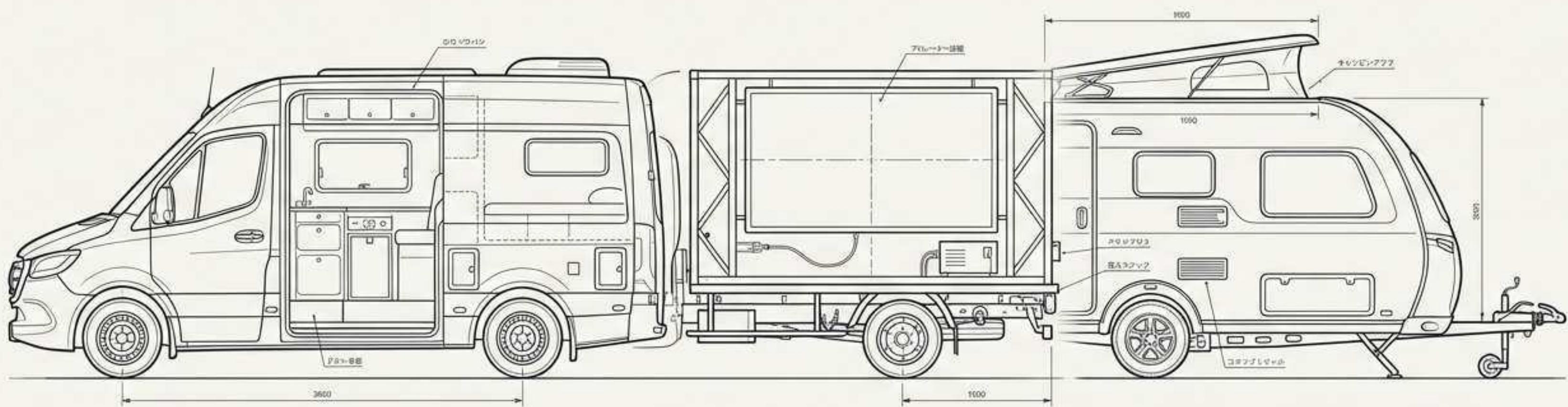


# 特殊用途自動車（8ナンバー）構造要件の完全ガイド

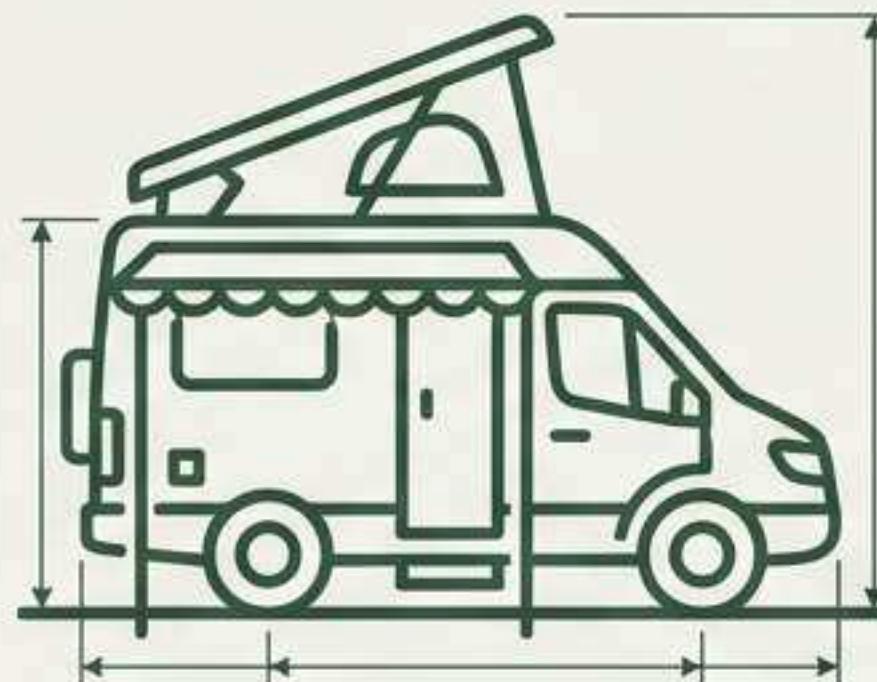
## キャンピング車・放送宣伝車・キャンピングトレーラーの 公式基準をビジュアルで徹底解説



国土交通省 通達「用途区分通達 4-1-3 (4)」に基づく

# 複雑な規制を解読する： このガイドの目的と構成

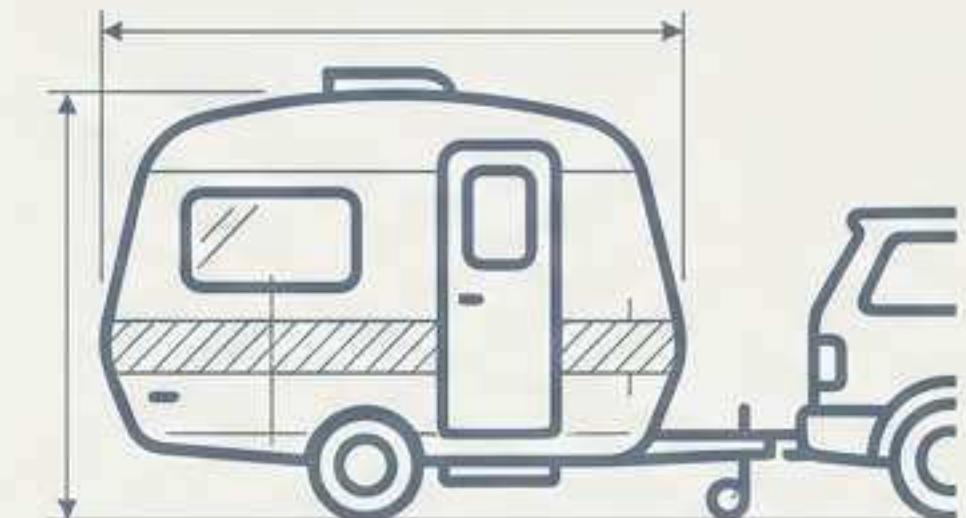
このガイドは、国土交通省が定める特殊用途自動車（8ナンバー）の登録に必要な「構造要件」を、専門家向けに分かりやすく解説するものです。各車両タイプごとに要件を整理し、図や具体的な数値を用いて、法令のポイントを明確にします。



I. キャンピング車



II. 放送宣伝車



III. キャンピングトレーラー

## PART 1: キャンピング車

# キャンピング車の定義と基本要件

「車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車」

これより、キャンピング車として認められるための「就寝設備」と「水道・炊事設備」に関する具体的な構造要件を解説します。

# 要件①：就寝設備の数と寸法

## 就寝定員



乗車定員の **1/3** 以上 (端数切り上げ)

Exception: 乗車定員3名以下の場合は **2** 名以上

## 大人用寝台の寸法



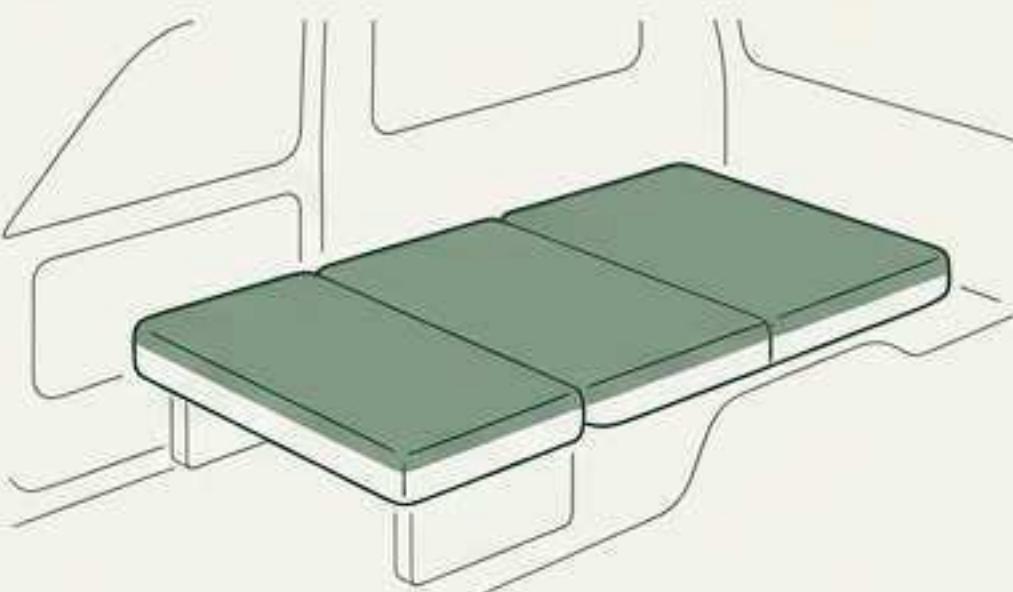
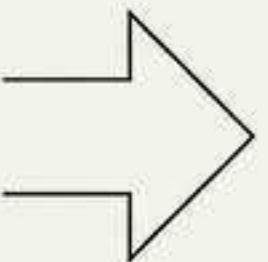
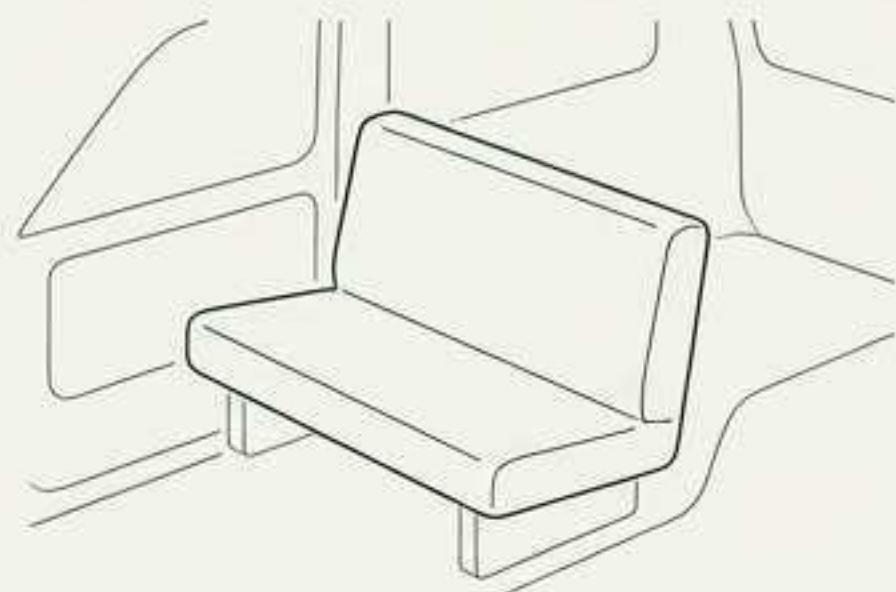
### 留意事項：子供用寝台の換算

大人用寝台2名分以上を有する場合、「子供用寝台2名分」を「大人用寝台1名分」と見なすことが可能。

子供用寝台寸法：長さ1.5m × 幅0.4m, 頭上空間0.4m以上。

# 特殊ケース：座席と兼用する就寝設備

就寝設備は原則として座席と兼用不可。ただし、以下の要件を満たす場合は例外的に認められる。



Step 1: 座席状態 (Seat Mode)

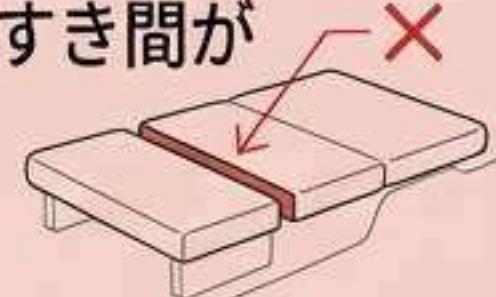
Step 2: 就寝状態 (Bed Mode)

## Key Requirements

- ✓ 要件 A: 就寝設備になることを前提に製作されていること。
- ✓ 要件 B: 就寝状態にした際に、上面全体が「連續した平面」を作ること。

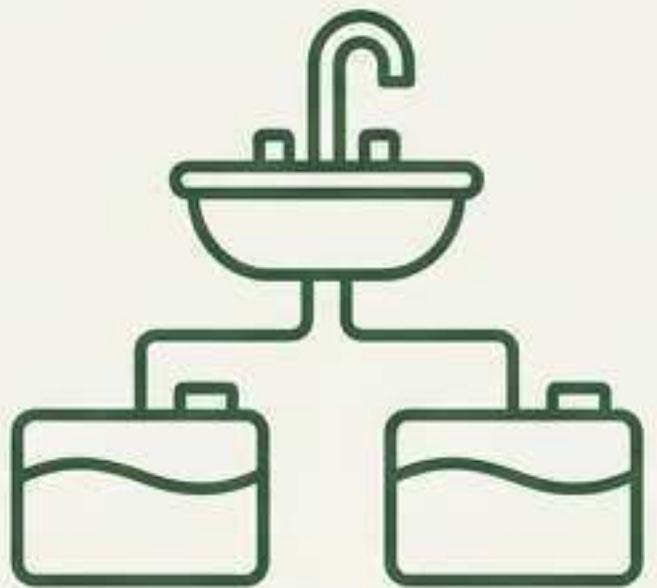
## 非該当の例

- ✗ 通常の乗用車・貨物車用に製作された標準座席。
- ✗ 転換した際に、つなぎ目に穴やすき間ができる構造のもの。



## 要件②：水道設備と炊事設備

### 水道設備

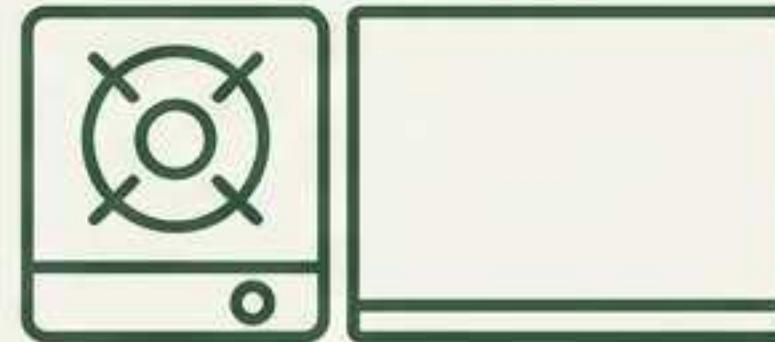


給水 (Supply) : **10L** 以上の水を貯蔵できるタンク

排水 (Drainage) : **10L** 以上の排水を貯蔵できるタンク

構造 (Structure) : タンクから車室内の洗面台等へ給水できること

### 炊事設備



調理台 (Countertop) : **0.3m x 0.2m** 以上の平面を有する

熱源 (Heat Source) : コンロ等により炊事ができること

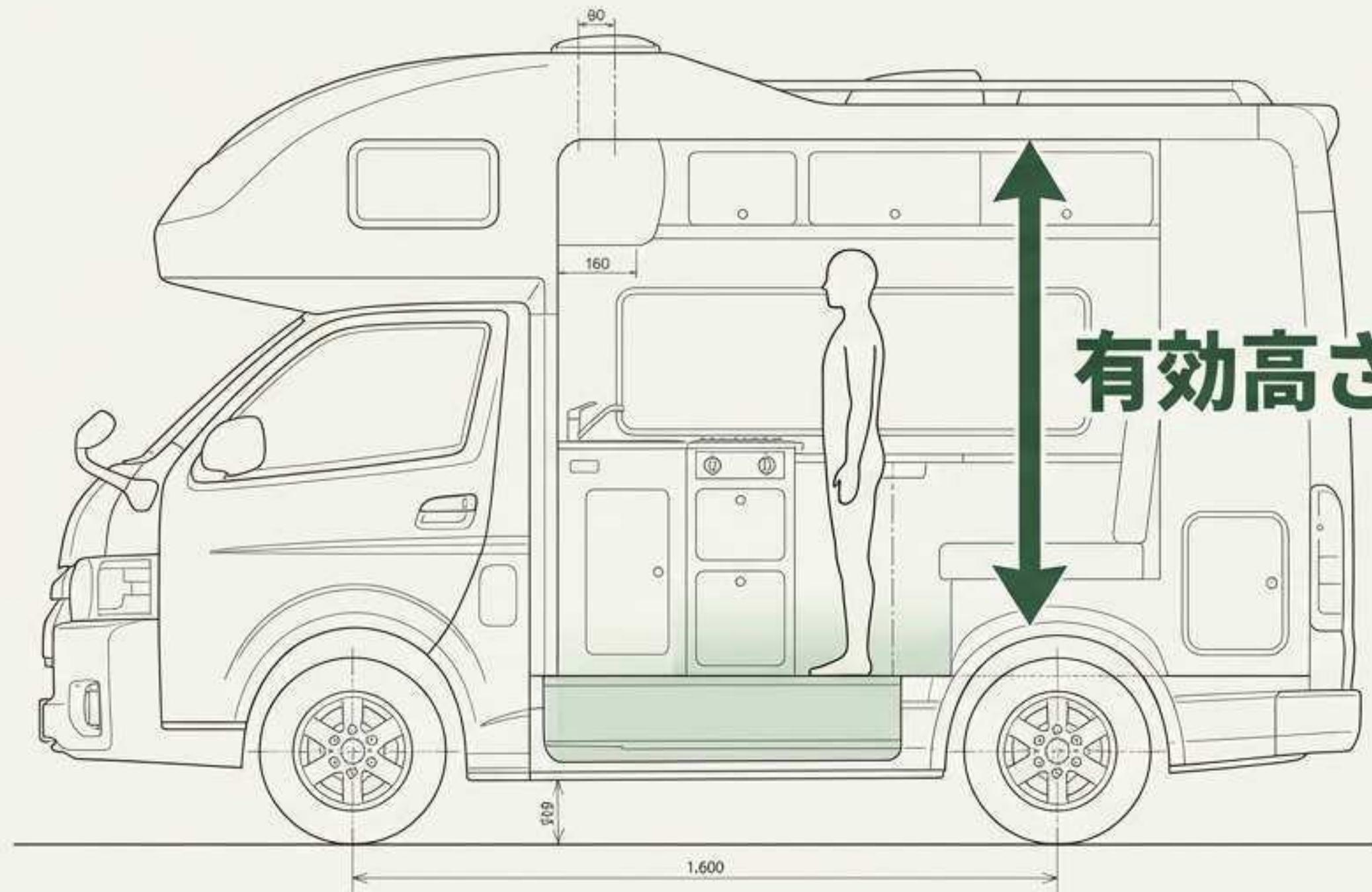
安全要件 (Safety) : 十分な耐熱・耐火性、換気性能、燃料タンクの安全な設置

### 留意事項：取外し可能な設備について

水タンク等が専用の設置場所（他の部位と明確に区別できる）を有する場合は、取外し可能な構造でもよい。

# 設備の使用空間要件：有効高さ1,600mmの確保

水道設備の洗面台等と炊事設備の調理台・コンロ等は、車室内で容易に使用できる位置にあること。



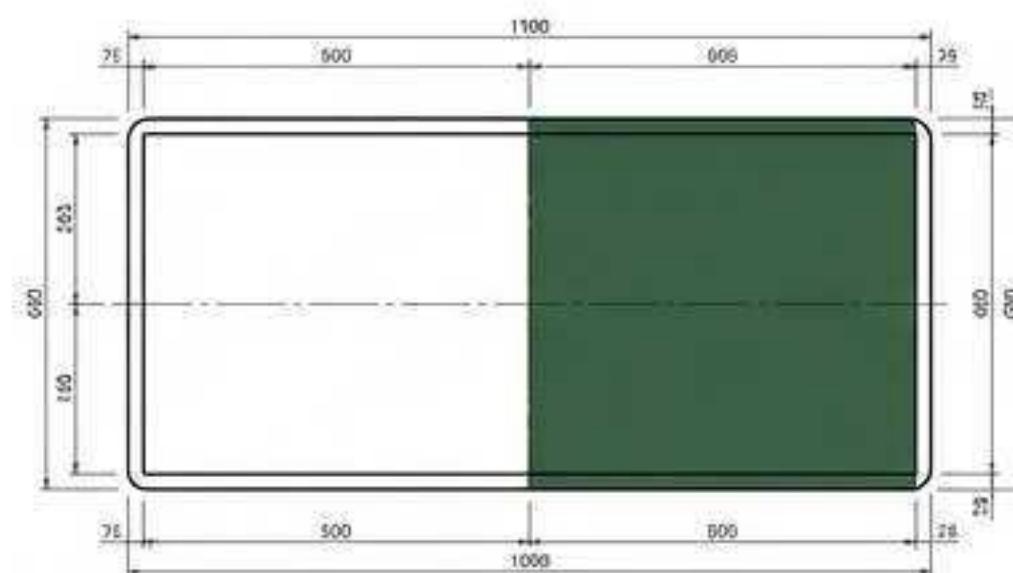
留意事項：拡張式屋根（ポップアップルーフ）の扱い  
キャンプ時に車室を拡張できる構造（ポップアップルーフ等）の場合、展開した状態で有効高さ 1,600mm 以上を確保できていれば要件を満たす。



# 上級編：「特種な設備の占有する面積」の計算方法

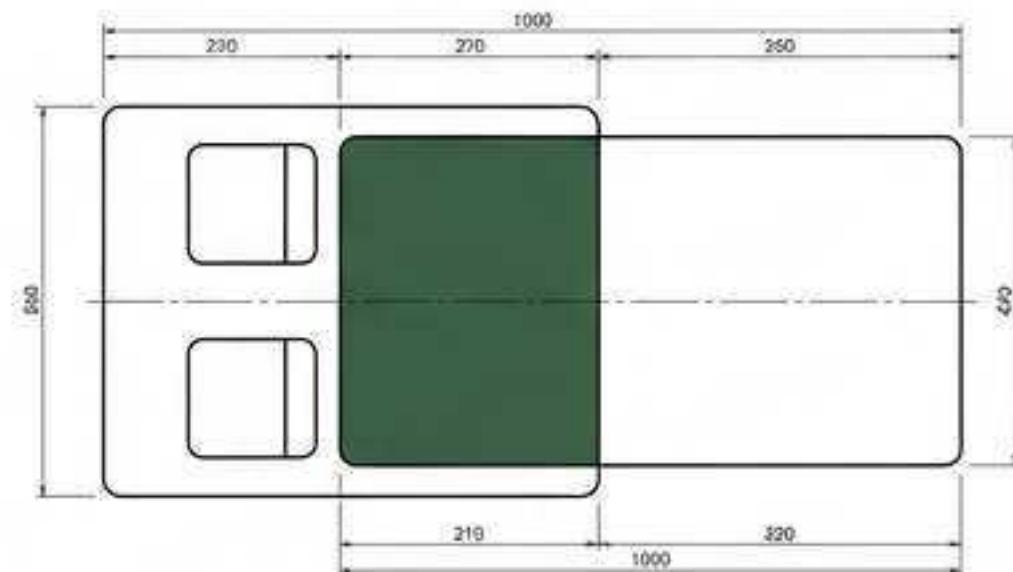
車両の用途判定に関わる「特種な設備の占有する面積」には、特定の条件下で以下の面積を加算・算入できます。

## 計算ルール①：座席兼用寝台（Combined Seat/Bed）



$$[\text{兼用部分の面積}] \times 1/2$$

## 計算ルール②：格納式寝台（Retractable Bed）



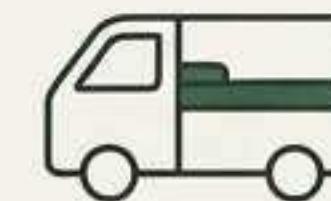
$$[\text{座席と重複する面積}] \times 1/2$$



隔壁で区分された  
浴室設備



隔壁で区分された  
トイレ設備



二層構造の上層部にある  
就寝設備（条件あり）

## PART 2: 放送宣伝車

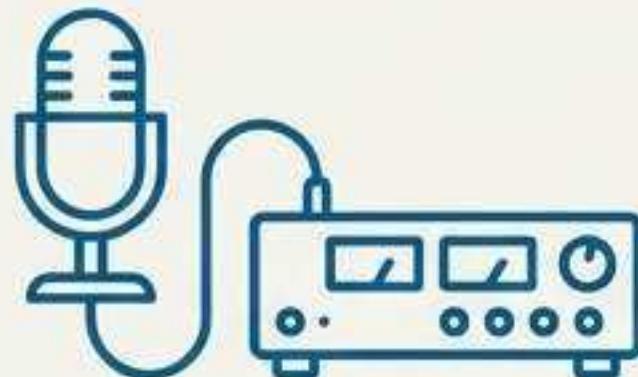
# 放送宣伝車の定義と種別

「放送宣伝活動をする自動車」



放送宣伝車は、主に「音声」によるものと「映像」によるものの2種類に大別されます。それぞれの構造要件を解説します。

# 種別①：音声による放送宣伝車の構造要件



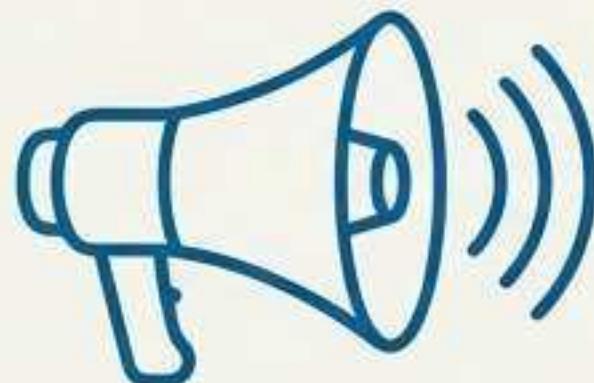
## 放送設備

車室内で操作可能な調整装置・マイクを装備。



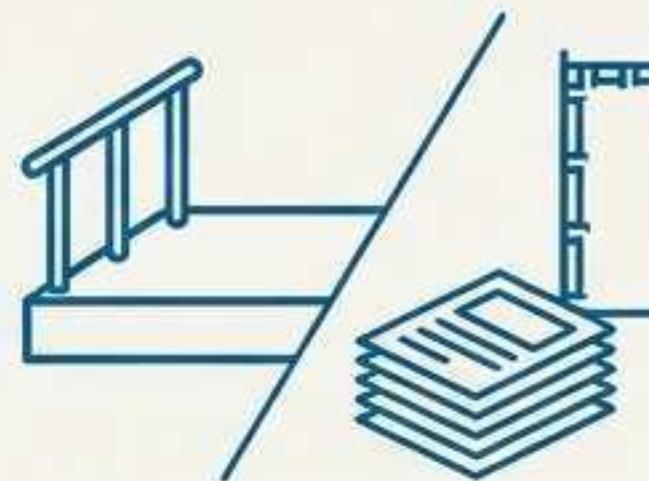
## 放送者用の座席

固定された座席の床面から上方1,200mm以上の空間を確保。



## 拡声器

車体の外側に、少なくとも前後方向を指向した拡声器を設置。



## ステージ又は資材置場

演説用のステージ、又はビラ・ノボリ等を収納する専用置場のいずれかを有すること。

### 留意事項：該当しない例

- ルーフラックやトラックの「あおり」は「ステージ」や「手すり」には該当しない。
- ボンネット内や車室内に設置された拡声器は「車体の外側」の要件を満たさない。

## 種別②：映像による放送宣伝車の構造要件

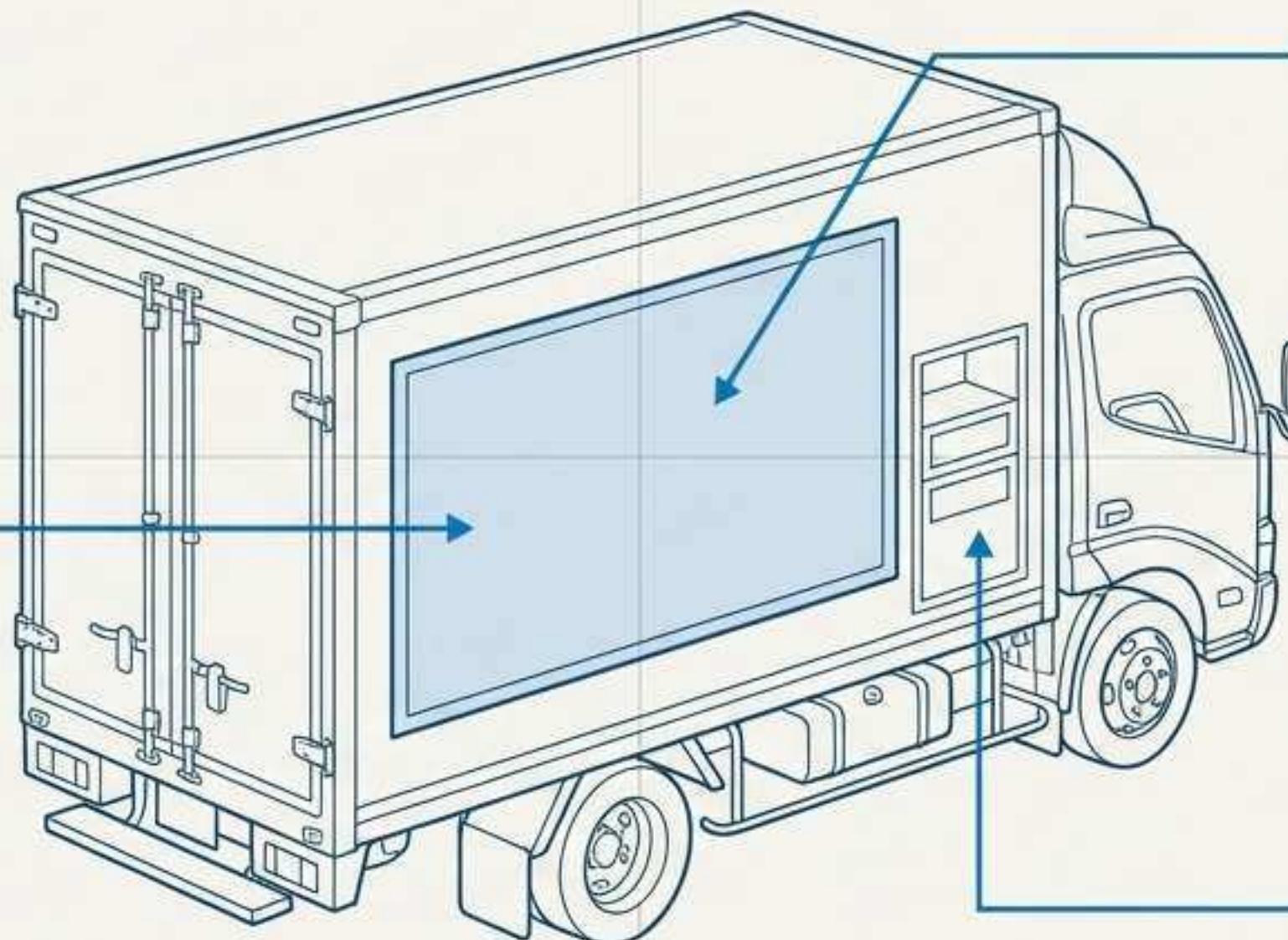
### 設置場所

運転者席より後方であること。



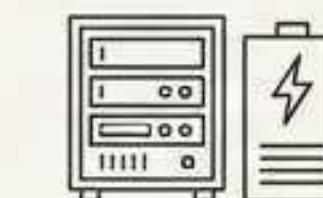
### 走行中の表示禁止

走行中は映像を表示しない構造であること。



### 表示面積

連続した  $2m^2$  以上の表示面積を有すること。



### 関連装置

車室内に映像再生・調整装置、動力源（又は動力受給装置）を有すること。

## キャンピングトレーラーの定義

「キャンプをすることを目的とした被けん引自動車」

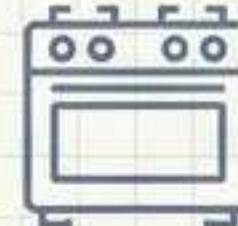
キャンピングトレーラーの構造要件は、  
多くがキャンピング車の規定を準用しますが、  
重要な相違点があります。



# 構造要件のポイント：キャンピング車との比較

## キャンピング車の要件を準用

就寝、水道、炊事の各設備は、基本的にキャンピング車の要件を準用する。



### 就寝設備

**1** 名分以上の大用就寝設備で可。  
大人用寝台の寸法 (1.8m × 0.5m) はキャンピング車と同じ。

### 水道・炊事設備

タンク容量、調理台寸法、有効高さ1,600mmの要件は  
キャンピング車と同じ。

**最重要留意事項** キャンピングトレーラーに備える座席は、乗車定員を算定しないものとする。

# 構造要件の要点まとめ

要件項目 (Requirement)	キャンピング車 (Camping Car)	放送宣伝車 (Broadcasting Vehicle)	キャンピングトレーラー <sup>①</sup> (Camping Trailer)
就寝設備	乗車定員の1/3以上	不要	大人用1名分以上
水道設備	10L給排水タンク、洗面台	不要	要（キャンピング車に準ずる）
炊事設備	コンロ、調理台	不要	要（キャンピング車に準ずる）
使用空間	有効高さ 1,600mm	不要 (放送者席は1,200mm)	有効高さ 1,600mm
専用設備	-	音声又は映像設備	-
物品積載	不可	不可	（規定なし）



# 公式情報源

本ガイドで解説した構造要件は、以下の国土交省通達に基づいています。  
最終的な法令解釈や詳細については、必ず原文をご確認ください。

## 出典

国土交通省 自動車局長通達「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2022.12.23】別添4」

## 文書名

用途区分通達4－1－3（4）の自動車